

令和7年度

第10回大多喜町農業委員会総会議事録

大多喜町農業委員会

大多喜町農業委員会議事録

令和8年1月6日、大多喜町農業委員会会長 渡辺忠洋は、令和7年度第10回農業委員会総会を大多喜町役場第1・2会議室に招集した。

<会議に付した議案>

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画について
- 議案第4号 地域計画の変更に関する意見聴取について
- 議案第5号 地籍調査による農地の地目認定について

<報告事項>

- 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出について
- 報告第2号 農地の転用事実に関する照会について
- 報告第3号 利用権の途中解約に関する通知について
- 報告第4号 認定電気通信事業者による事業計画について

<出席委員> (8名)

- | | |
|-------------|-------------|
| 1番委員：加藤 浩明 | 2番委員：中村 康之 |
| 3番委員：渡邊 さなえ | 4番委員：森 久雄 |
| 5番委員：井口 峰幸 | 6番委員：渡辺 忠洋 |
| 7番委員：江澤 正久 | 9番委員：矢代 とみ江 |

<欠席委員> (1名)

- 8番委員：小高 一哲

<出席職員>

- 【事務局長】小高 一哉 【事務局】高橋 憲司 寺井 絵里

<p>事務局長 (小高)</p>	<p>開 会 (午後 1 時 3 0 分)</p> <p>本日はお忙しいところご出席をいただき、ありがとうございます。 ただ今から、令和 7 年度第 7 回大多喜町農業委員会総会を開会いたします。 本日は、8 名のご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第 2 7 条第 3 項の規定により本会議は成立いたします。 それでは、大多喜町農業委員会会議規則第 5 条の規定により渡辺会長に議長をお願いします。 よろしくをお願いします。</p> <p>(渡辺会長あいさつ)</p>
<p>議 長 (渡辺会長)</p>	<p>それでは、議事日程 3 の「議事録署名人の指名」について、大多喜町農業委員会会議規則第 1 3 条第 2 項の規定により議事録署名人を指名いたします。 3 番の渡辺委員と 4 番の森委員をお願いします。</p> <p>早速、議事日程 4 の「議件」に入らせていただきます。 なお、質問のある方は、挙手をして許可を得た後、発言されるようお願いいたします。 議案第 1 号、「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。 事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局 (寺 井)</p>	<p>1 頁をお開きください。</p> <p>議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」 下記のとおり、農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請があったので、その可否について意見を求める。 番号 3 - 3 1。所在：上原地先。地目：田 1 筆。地積：271㎡。 譲渡人：上原の方。譲受人：上原の方。譲渡人事由：耕作困難であり、譲受人の希望により譲渡したい。譲受人事由：譲渡人所有の土地を購入し、規模拡大を図りたい。権利内容：所有権移転 (有償) 番号 3 - 3 2。所在：堀之内地先。地目：田 2 筆。地積：3,940㎡。 譲渡人：茂原市の方。譲受人：宇筒原の方。譲渡人事由：今まで耕作されていた方が亡くなり、耕作者を探していたところ、</p>

	<p>知人の紹介で譲受人に耕作を依頼することになった。譲受人事由：耕作規模拡大のため。権利内容：所有権移転（有償）</p> <p>番号3-33。所在：中野地先。地目：田（現況：山林、原野）3筆。地積：1,102㎡。譲渡人：木更津市の方。譲受人：中野の方。譲渡人事由：申請地は、遠隔で管理ができないため、適切な管理ができる近接者に譲渡したい。譲受人事由：自宅の近接地である申請地を取得し、梅木を植栽したい。権利内容：所有権移転（有償）本件については、現況が山林、原野であったため、取り下げ、地目変更を行うこととしました。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
<p>議長 (渡辺会長)</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>番号3-31については、江澤委員が現地調査を担当されましたので報告をお願いします。</p>
<p>江澤委員 (7番)</p>	<p>議案第1号、番号3-31について、現地調査を行ってきましたので報告します。</p> <p>申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。自宅からも近い位置にあり、日当たりもよい農地である。特に問題ないと思います。</p> <p>ご審議の程お願いいたします。</p>
<p>議長 (渡辺会長)</p>	<p>ご質問のある方は発言をお願いいたします。</p> <p>質問が無いようなので、番号3-31について許可することとしてご異議ございませんか。</p>
	<p style="text-align: center;">———— 「異議なし」の声あり ————</p> <p>異議なしと認め、番号3-31につきましては許可とすることで決定いたします。</p> <p>続きまして、番号3-32については、渡しが現地調査を担当しましたので報告します。</p> <p>申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。きれいに手入れがされている農地でありすぐにでも農業を開始できる状態でした。</p> <p>特に問題ないと思われます。</p> <p>ご審議の程お願いいたします。</p>

井口委員
(5番)
議長
(渡辺会長)

ご質問のある方は発言をお願いいたします。

かなり大きな面積で無償となっているが間違いないか？

無償でもよいのでしっかり農業をしてくれる方を探していたと
のことで、間違いないです。

他にご質問のある方は発言をお願いいたします。
質問が無いようなので、番号3-32について許可することとして
ご異議ございませんか。

———— 「異議なし」の声あり ————

異議なしと認め、番号3-32につきましては許可とすることで
決定いたします。

続きまして番号3-33につきましては、先ほど事務局から説
明のあった通り、取り下げるとのことで審議は行いません。

議案第1号は以上です。

続きまして、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」
を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局
(寺井)

2頁をお開きください。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請」について下記のとおり
農地法第5条の規定による許可申請があったので、その可否について意見を
求める。

番号5-17。所在：小土呂地先。地目：畑1筆 地積：865
㎡。地種2種。譲渡人：小土呂の方。譲受人：福岡県の方。[法
人]転用事由：譲渡人は、申請地を農地として使用しておらず現況
は、1号遊休農地(緑区分)となっている。今後も耕作を行う意思
はなく、耕作のために農地を購入したい者や借りたい者もおらず
譲渡人による申請地の草刈り等の維持管理も大変な状況である。
そのため、譲受人が申請地を売買による所有権移転により取得し
太陽光発電施設を設置して環境に優しいクリーンエネルギーの供
給事業を行い社会貢献し、耕作放棄地の有効活用を図りたい。ま
た、申請地は埋立をせず、整地だけ行う。【転用を伴う所有権移
転】

事務局からの説明は以上です。

議長
(渡辺会長)

議案第2号、番号5-17については、矢代委員が現地調査を担当されま
したので、報告をお願いします。

矢代委員
(9番)

議案第2号、番号5-17について、現地調査を行ってきましたので報告します。

申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。

譲り渡し人は今後も耕作する予定はないとのことでした。

譲受人は適当な土地を探しており、申請地が合致したとのこと。

耕作放棄地を有効活用し、太陽光発電施設を設置したいとのことでした。

申請地は、埋立を行わず整地のみ行うとのこと。

近隣の方たちを対象に説明会も実施済。

町生活環境課とも事前協議も終了しており問題ないと思われる。

ご審議の程お願いいたします。

議長
(渡辺会長)

ご質問のある方は発言をお願いいたします。

質問が無いようなので、番号5-17について許可相当と認めることとしてご異議ございませんか。

———— 「異議なし」の声あり ————

異議なしと認め、番号5-17につきましては許可相当と認めることで決定いたします。

議案第2号は以上です。

続きまして、議案第3号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画について」を議題とします。事務局説明をお願いします。

事務局
(寺井)

3頁をお開きください。

議案第3号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画について」次のとおり、促進計画案について審議を求めます。

番号7-52から7-57については、江澤委員が関係者であるため、農業委員会に関する法律第31条第1項の規定により当該案件の間は、同委員については退席をしていただきます。

番号7-49。所在：平沢地先。地目：田2筆。地積：6,734㎡の内5,173㎡。貸付人：平沢の方。借受人：宇筒原の方。転貸人：公益社団法人千葉県園芸協会。賃料：米5俵/年。期間：令和8年2月10日～令和18年2月9日まで。

番号7-50。所在：宇筒原地先。地目：田1筆。地積：563㎡。貸付人：宇筒原の方。借受人：宇筒原の方。転貸人：公益社団法人

議長
(渡辺会長)

千葉県園芸協会。期間：令和8年2月10日～令和13年2月9日まで。

番号7-51。所在：下大多喜地先。地目：田1筆。地積：400㎡。貸付人：下大多喜の方。借受人：下大多喜の方。転貸人：公益社団法人千葉県園芸協会。期間：令和8年2月10日～令和18年2月9日まで。

事務局からの説明は以上です。

ご質問のある方は発言をお願いいたします。

ご質問がないようですので、議案第2号番号7-49から7-51は原案通り決定することとしてご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

質問が無いようなので、議案第2号番号7-49から7-51については、原案通り決定しました。

※江澤委員退席

番号7-52。所在：西部田地先。地目：田1筆。地積：1,858㎡。貸付人：西部田の方。借受人：西部田の方。転貸人：公益社団法人千葉県園芸協会。賃料：米0.93俵/年。期間：令和8年2月10日から令和18年2月9日まで。

番号7-53。所在：西部田地先。地目：田7筆。地積：10,586㎡。貸付人：西部田の方。借受人：西部田の方。転貸人：公益社団法人千葉県園芸協会。賃料：米5.29俵/年。期間：令和8年2月10日～令和18年2月9日まで。

番号7-54。所在：西部田地先。地目：田4筆。地積：3,910㎡。貸付人：西部田の方。借受人：西部田の方。転貸人：公益社団法人千葉県園芸協会。賃料：米1.96俵/年。期間：令和8年2月10日～令和18年2月9日まで。

番号7-55。所在：西部田地先。地目：田4筆。地積：4,775㎡。貸付人：西部田の方。借受人：西部田の方。転貸人：公益社団法人千葉県園芸協会。賃料：米2.39俵/年。期間：令和8年2月10日～令和18年2月9日まで。

番号7-56。所在：西部田地先。地目：田1筆。地積：1,296㎡。貸付人：西部田の方。借受人：西部田の方。転貸人：公益社団法人千葉県園芸協会。賃料：米0.65俵/年。期間：令和8年2月10日～令和18年2月9日まで。

番号7-57。所在：西部田地先。地目：田1筆。地積：1,890㎡。

<p>議 長 (渡辺会長)</p>	<p>貸付人：西部田の方。借受人：西部田の方。転貸人：公益社団法人千葉県園芸協会。賃料：米 0.95 俵/年。期間：令和 8 年 2 月 1 0 日～令和 1 8 年 2 月 9 日まで。 事務局からの説明は以上です。</p> <p>事務局からの説明が終わりました。 ご質問のある方は発言をお願いいたします。</p> <p>ご質問がないようですので、議案第 2 号番号 7-5 2 から 7-5 7 は原案通り決定することとしてご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">————— 「異議なし」の声あり —————</p>
<p>事 務 局 (寺 井)</p>	<p>質問が無いようなので、議案第 2 号番号 7-5 2 から 7-5 7 については、原案通り決定しました。</p> <p>※江澤委員入室 続きまして、議案第 4 号「地域計画の変更に関する意見聴取について」を議題とします。 事務局の説明をお願いします。</p> <p>8 頁をお開きください。 議案第 4 号「地域計画の変更に関する意見聴取について」農業経営基盤強化促進法第 1 9 条第 6 項に基づく地域計画の変更にあたり、大多喜町長から意見を求められたので、次のとおり審議を求める。 変更後の地域計画案別添のとおり。 所在：堀之内地先。地主本人からの申出による。 農地転用申請に伴う申請である。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
<p>議 長 (渡辺会長)</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。 ご質問のある方は発言をお願いいたします。</p> <p>ご質問がないようですので、議案第 4 号は原案通り決定することとしてご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">————— 「異議なし」の声あり —————</p> <p>異議なしと認め議案第 4 号は原案通り決定しました。</p>

続きまして、議案第5号「地籍調査による農地の地目認定について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

ご質問がないようですので、議案第4号は原案通り決定することとしてご異議ございませんか。

————— 「異議なし」の声あり —————

異議なしと認め議案第4号は原案通り決定しました。

事務局
(寺井)

17頁をお開きください。

議案第5号「地籍調査による農地の地目認定について」「地籍調査において登記簿上の地目が農地である土地に関する地目認定について(昭和56年10月7日付け56国土国第409号国土庁土地局国土調査課長指示)により、地積調査による下記農地の地目を認定するにあたり、大多喜町長から決定を求められたので、その適否について意見を求める。

地目認定を要する農地については別添のとおりです。

18頁以降に一覧を掲載しています。

主に、再生困難判定その他判定となっております。

事務局からの説明は以上です。

議長
(渡辺会長)

ご質問のある方は発言をお願いいたします。

ご質問がないようですので、議案第5号は原案通り決定することとしてご異議ございませんか。

————— 「異議なし」の声あり —————

異議なしと認め議案第5号は原案通り決定しました。

続きまして、報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

事務局
(寺井)

23頁をお開きください。

「農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出について」次のとおり受理したことを報告する。

番号7-37。 所在：板谷地先。地目：田、畑8筆 地積：8,872㎡。所有者：板谷の方。届出者：板谷の方。権利：相続。

続きまして、24頁をお開きください。

報告第2号「農地の転用事実に関する照会について」下記のとおり、千葉地方法務局いすみ出張所登記官から農地の転用に関する照会があったので報告する。

番号知事一5 所在：小田代地先。地目：田、2筆、変更登記地目：雑種地。年月日不詳地目変更。現況：資材置場。20年以上経過しており農地としての復元は不可能。

続きまして、25頁をお開きください。

番号知事一6 所在：押沼地先。地目：田、1筆、661㎡。変更登記地目：宅地。年月日不詳地目変更。現況：住宅が建っている。平成15年頃から設置され20年以上経過しており、農地としての復元は不可能。平成年月日不詳地目変更。

番号農委一8 所在：粟又地先。地目：畑、1筆、107㎡。変更登記地目：山林。平成年月日不詳地目変更。現況：農業委員会による遊休農地調査で再生利用困難と判定されている。

続きまして、26頁をお開きください。

報告第3号利用権の途中解約に関する通知について、次のとおり、農地法第18条第6項の規定による途中解約処理をしました。

番号7-1 所在：西部田地先。地目：田。畑、9筆11,025㎡。貸付者：借受者ともに西部田の方。

報告事項は、以上です。

議長
(渡辺会長)

報告事項でございますので、ご理解いただきたいと思います。

続いて議事日程6その他に入ります。

事務局何かございますか？

ありません。

以上をもちまして議長の職を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。

以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

閉会（午後3時25分）

以上会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和8年2月6日

議長 渡辺忠洋

署名委員 渡辺 正之

署名委員 森 久雄

